

平成 28 年第 21 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第21回教育委員会会議

1 日 時 平成28年9月20日（火） 13時30分～15時05分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学事係長	穴 田	卓 也
学事係員	福 田	憲 司
教育課程担当課長	長谷川	正 人
特別支援教育担当係長	山 田	浩 富
高等学校担当係長	幸 丸	政 貴
高等学校担当係長	藤 原	国 晃
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員課長	藏 田	忠 朗
服務担当係長	岡 田	隆 志
教職員係員	坂 本	諒 平
教職員人事担当課長	早 川	修 司
人事係員	佐 藤	誠
高等学校部会部長	佐々木	高 至
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	吉 田	望

4 傍聴者 8名

5 議 題

議案第 1 号 平成29年度使用教科用図書の採択について

議案第 2 号 市立札幌みなみの杜高等支援学校の開校に向けた兼務発令について

議案第 3 号 教職員に対する懲戒処分について

議案第 4 号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第21回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日の議案第2号から第4号は、人事に関する事項であります。教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号から第4号までは公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 平成29年度使用教科用図書の採択について

○長岡教育長 それでは、議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号についてご説明いたします。

平成29年度に使用する教科用図書の採択については、今年度、他都市において、高等学校用教科用図書を発行する特定の教科書発行者が、自らが発行する教科用図書を使用する高等学校に対して、教材を無償で提供していたことが明らかになったことにより、文部科学省から、高等学校で使用する教科用図書の採択については、9月の調査結果公表を踏まえ、より慎重に審議の上、行うことが求められました。

このことを受け、小学校用教科用図書、中学校・中等教育学校前期課程用教科用図書及び特別支援教育用教科用図書の採択については、先の8月30日開催の教育委員会会議において採択いただき、高等学校及び中等教育学校後期課程用教科用図書については、文部科学省の調査結果の公表を待って採択することとしておりました。

この度、9月9日付で文部科学省より調査結果が公表されましたので、ご報告します。資料1をご覧ください。

調査の結果、教育芸術社、大修館書店、新興出版社啓林館、日本文教出版、明治書院、第一学習社の6社により、公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為がありました。

内容といたしましては、検定申請本の内容の開示等とともに何らかの形で金品の支払を伴う行為、採択の勧誘又は見返りを目的とした金品、その他の利益の供与であるとの疑念を生じさせる行為のいずれかについて、40の都道府県で計271校、541件確認されております。

本市においては、これらの行為はありませんでした。

これらの行為が教科書採択に不当な影響を及ぼしていた場合、教科書の発行停止などの措置も考えられることから、文部科学省においては該当のあった教育委員会に対し調査を指示しておりましたが、各教育委員会における調査の結果、教科書採択への不当な影響はなかったとの報告がなされました。

この結果を受け、文部科学省においては不当な影響はなかったものの、採択権者に対し、採択結果やその理由等について説明責任を果たし、自らの権限と責任において、公正かつ公平に採択を行うことを求めているところであります。

議案の赤いインデックス、「高校・中等後期」とついたページをご覧ください。

平成29年度に高等学校用及び中等教育学校後期課程用として使用する教科用図書の案を、札幌市教科用図書選定審議会の調査研究結果に沿った形で、学校別にお示ししております。

本案の中には、今回問題となった6社の教科用図書も含まれておりますが、この内容は、各高校に設置された教科用図書選定委員会による選定結果をもとに、学校長、教員、保護者代表及び大学教授等で組織する札幌市教科用図書選定審議会が、本市の地域性や教育方針を踏まえた上で、各学校の教育課程との関連、生徒の能力・適性等への適合という視点を重視して調査研究を行った結果であります。

本案は、公正性・透明性を確保しつつ、あくまでも、その内容が生徒にとって最も適切なものであるかという観点から、審議会における調査研究結果の内容を尊重し、お示しするものであります。

答申の内容につきましては、この後、審議会高等学校部会の部長から報告いただきますので、本市の高等学校及び中等教育学校後期課程の教育課程の実施に最も適切な教科用図書を決定していただきたいと存じます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、本日は、高等学校用及び中等教育学校後期課程用教科用図書の採択を行います。

札幌市教科用図書選定審議会高等学校部会から、選定の候補が挙げられておりますので、調査研究報告書の説明を受けた上で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、審議に入る前に、教科用図書、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりませんので、私から委員の皆様を確認させていただきたいことがあります。

特定の組織や団体あるいは会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 ただいま、全ての皆様から影響力の行使や圧力等はなかったと

の回答をいただきました。教育委員会による協議は、教科書採択の公正・中立性を確保し得るものであると判断いたします。

それでは、高等学校用及び中等教育学校後期課程用教科用図書について、審議したいと思いますが、その前に、私から高等学校部会部長に確認させていただきたいことがあります。

特定の組織や団体あるいは会社等から、働きかけや影響力の行使、圧力等はありませんでしたか。

○高等学校部会部長 ありませんでした。

○長岡教育長 ただいま、影響力の行使や圧力等はなかったと回答をいただきました。それでは、調査研究報告書の説明をお願いいたします。

○高等学校部会部長 高等学校部会、中等教育学校後期課程部会部長の旭丘高等学校長の佐々木と申します。よろしくをお願いいたします。

私から、高等学校部会及び中等教育学校後期課程部会の答申につきましてご説明いたします。

なお、部会名ですが、以後「高等学校部会」と省略して説明させていただきます。

高等学校部会におきましては、高等学校用及び中等教育学校後期課程用の教科用図書について、主に、教科ごとに調査研究の基本方針に基づき、学校の実態、全日制課程・定時制課程や学科の特色、生徒の特性などを十分考慮して、学校ごとに調査研究を行い、この度の報告書（答申）といたしました。

なお、山の手養護学校高等部につきましても、高等学校に準じた教育課程を編成していることから、高等学校と同様に調査研究を行っております。

具体的には、各学校に設置された教科書選定委員会において選定され、各学校が作成した「平成29年度使用希望教科用図書一覧表」を基礎資料として、基本方針に示された調査研究の観点を十分踏まえながら、各学校の学校目標、教育課程、各教科の指導方針・学習指導上の重点項目との整合性、生徒の能力・適性への適合などについて調査研究を進めてまいりました。

調査研究の方法に関しまして、資料2をご覧ください。これは、基本方針に示されている「高等学校用教科書目録（平成29年度使用）」に記載されている教科用図書の種類数と点数であり、全部で798点が登録されております。この目録に加えまして、新しく検定を経た教科用図書の編集の趣旨を示した教科書編集趣意書、そして教科書見本等を参考に調査研究を進めてまいりました。

次の資料3の答申をご覧ください。1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

ください。右下の網かけ部分をご覧くださいいただけますでしょうか。

先ほど申しあげましたように、高等学校用教科書目録には798点が掲載されておりますが、このうち、本市の高等学校、中等教育学校後期課程及び山の手養護学校高等部においては、示されているとおり427点が選定されております。加えて、大通高校におきましては、海外帰国生徒等枠などで入学した生徒が選択する学校設定教科の「表現技術」について、使用できる教科用図書がこの目録にはないことから、最も下段の種目「日本語」を学校教育法附則第9条の規定による教科用図書2点とし、合わせて計429点が選定されております。

次に、調査研究の観点であります。札幌市の地域性及び教育方針を踏まえた各学校の教育課程との関連につきましては、高等学校の場合、生徒や学校の実態が学校ごとに異なり、高等学校学習指導要領の示すところも幅があります。

したがいまして、資料3答申の2ページ以降にありますに、全日制課程の普通科や専門学科及び定時制課程の別、さらには生徒の実態に基づき、教育課程に位置づける科目や、科目の学習時間、高等学校では単位数として示されますが、そのようなものなどが大きく異なることとなりますので、学校ごと、全日制・定時制の課程ごと、学科やコースごとの教育課程の関連において、適切な教科用図書かどうかを調査研究してまいりました。

また、生徒の能力・適性等への適合につきましては、高等学校では入学者選抜もあることから、学校ごとに生徒の実態も異なりますので、そのことについても十分配慮した教科用図書となっているか、あわせて調査研究しております。

それでは、答申について具体的な例を用いてご説明申し上げます。

今年度は、全ての高校生が学ぶ必修科目などの高等学校1学年や、中等教育学校4年次などの低学年で学ぶ科目を中心とした教科用図書が、新しく検定を経る年となっております。よって、ここでは、各校が選定した数学Ⅰの教科用図書を例にご説明いたします。

資料にはありませんが、平成29年度使用の高等学校教科書目録に登載されている数学Ⅰの教科書は全部で28点であります。そのうち18点が今年度新たに検定済教科書となったものであります。それらの中から、各高等学校が選定の候補とした数学Ⅰの教科用図書は、各校の入学者の学力等の状況から、同一の教科書を複数の学校で選定候補としているため、合計5点となっております、その全てが新たに検定済となった教科書であります。

それでは、実際の教科書を用いながら、具体的な例を挙げて説明いたします。スクリーンをご覧ください。

現在、ご覧いただいております教科書は、旭丘高校、清田高校の普通コース及びグローバルコース、そして新川高校の3校において選定候補となった数学Ⅰの教科書であります。

ここでは、数学Ⅰにおける単元「2次関数」のうち、放物線の平行移動に関する内容についてご紹介いたします。

ご覧いただいているとおり、放物線の斜めの平行移動について、垂直方向への移動と水平方向への移動とに分解して説明することにより、理解できるよう簡潔に記載されております。

この印象づけとして網かけの部分ですが、このところが強調されている部分であります。

また、説明の後に設定されている練習問題をご覧いただきたいのですが、練習問題は、それぞれ3から4問程度で、学習した内容を確認するものとなっております。これは、確認事項をスリム化し、配当時間の余った時間でより深い学習の展開に適した構成となっております。

次の教科書をご覧ください。こちらは、平岸高校及び開成中等教育学校の後期課程において、選定候補となった数学Ⅰの教科書であります。

これは、先ほどご覧いただいた教科書と基本的な内容構成は同様です。ただし、2次関数のグラフの移動を理解する際に重要となる部分について、カラーで色分けするなど、視覚的に強調するなどの工夫が見られます。

また、平方完成までのプロセスについての説明を丁寧にする。この括弧の2乗のところですが、この変化を丁寧に説明しているという部分であります。生徒がさらに理解しやすい編修となっており、学習理解の確認をしっかりとる学習を展開することに適したものとなっております。

これらの教科書は、内容等もそんなに変わりはないのですが、最初に示した教科書については、強調部分というのは、若干抑えながら、全体的にすらすらと流れる。その後示した教科書においては、強調部分がある程度時間をかけて説明する。

いずれにしても、項目ごとの応用例題などの設定や、章末に「研究」を設けるなど、比較的早い授業進度に対応しながら発展的学習へとつなげられる構成となっております。

次の教科書をご覧ください。

こちらは、啓北商業高校及び山の手養護学校高等部において、選定候補となった数学Ⅰの教科書であります。

こちらでも2次関数の単元のページをご覧いただいておりますが、先ほどの教科書では、項目ごとにほぼ1ページに、例えば、これは水平方向の移動なのですが、水平方向の移動については、この1ページで説明が終わっているのに対して、ここで示している教科書は、水平方向の移動を見開き2ページ、倍の分量で、その説明を行っているということになります。

これは、より丁寧な説明が施されております。また、練習問題を見ていただ

きたいのですが、先ほどは、一つの練習問題に3問程度だったものが、この教科書においては、8問の問題が付されているという形になっていて、時間を比較的かけて理解できるよう、ゆっくりとした授業展開に対応できる構成となっております。

最後に、定時制課程の大通高校において選定候補となった数学Ⅰの教科書であります。

こちらは、先にご紹介した教科書とは構成が全く異なっており、より基礎的な内容から段階的に学びながら、徹底的に実際のグラフを書くことを重視した構成となっております。

教科書を開いていただきたいと思いますが、ここでは穴埋め問題で確認するなど、教科書に直に書き込むことが可能な構成となっております。生徒によっては、板書をとっている間に説明を逃してしまったなどということがありますので、板書をノートに書き写さなくても、教科書を振り返ることで復習ができるよう工夫されております。

以上、各学校の数学Ⅰの選定候補となった教科書を例にご説明させていただきましたが、他の教科・科目においても同様に、学校の実態や対象となる学習者の状況、さらに生徒の進路希望等を踏まえ、それぞれ異なる教科書が選定候補となっております。

答申の4ページをご覧ください。旭丘高等学校を例にご説明しますが、各学校では、資料に記載されておりますとおり、学校教育目標、重点目標及び教育課程の編成の方針に基づき、各教科における学習指導上の重点事項を定めております。

これらを踏まえ、各教科・科目の教科用図書を選定において、全日制課程普通科では、生徒の能力や進路希望に応じて、基礎・基本の定着に加え、高度な内容を含んだものを、全日制課程の未来商学科におきましては、基礎・基本の定着を目指した平易なものを選定候補としております。

また、定時制課程の大通高校及び山の手養護学校高等部におきましては、生徒が興味・関心を持って学習ができるとともに、基礎・基本の定着が図れるよう十分配慮されたものとなっております。

以上のことから、いずれも各学校の学科、課程及び生徒の能力・適性、進路希望等に即した適切なものと判断し、調査研究報告書（答申）にまとめました。

以上で、高等学校部会の調査研究報告書（答申）の説明を終わらせていただきます。

○長岡教育長 佐々木部長、ありがとうございました。これまでの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○池田（光）委員 今までの話を聞きまして、素晴らしい内容で調査をされていると心から敬意を表したいと思います。

しかし、私は、それだけ一生懸命であればあるほど、今回の全国的な教科書選定に対する疑義というものに対し、教育委員の一人として、このまま、これで、今日採択でよいですねという気持ちにはならないのです。

その辺を、私たち札幌市の教育委員会はどう受けとめて、これからどうしていくかということが大事だと思います。これは、先生に対する質問ではないのですが、札幌市はないけれども、北海道には新聞報道でされたような場面があります。場合によっては、新聞報道によると、1,000円や2,000円の交通費から5万円とか、そういった単位の金品も動いているとなると、その公平性については疑わざるを得ないのではないかと思うのです。

そのところは、当時、札幌市の教育委員会の事務方としてはどのように受けとめ、どのように吸収されたのでしょうか。まず、その点をお聞きしたいと思います。

○学校教育部長 今回の件につきまして、文部科学省から、平成29年度に使用する教科書の採択については、今回の事案を踏まえまして、適切な対応を求めてきておりますが、その疑念を生じさせる声があった発行者の教科書そのものの採択の可否については言及しておりません。

このため、札幌市における教科書選定は、これまで同様、公正、中立性を確保しつつ、あくまでも生徒に適した適切な教科書を採択するという観点に基づいて、発行者を問わず、選定すべきと判断させていただきました。

そういった観点から、疑念を生じさせる行為があったとしても、教科書の内容とは関係ないことから、あくまでも札幌市の高校生に合った内容を選ぶということで、調査・研究を進め、今回、選定したということになっております。

○池田（光）委員 大きな金品が動く、やはり、疑いを持った見方になってしまうのではないかと思うのです。私は、公平性が欠けていなければ、いつも教科書を見てみな素晴らしいと思うのです。

そこで、やはり、今後、私たちのモチベーションとしてどうあるべきなのかということを感じています。私たちも、日ごろから緊張した生活の中で教育委員をさせていただいていることを考えると、私は、今回の件が、何か素通りの印象しか受けず、その辺の気持ちの整理がつかないところがあります。

逆に、金品を受領した先生はどのように思っているのでしょうか。場合によっては、もしかしたら良い教科書を作るためには、制度的に昼も夜もかかって調べなくてはいけない、意見交換をしなければいけないといったことがあれば、

昼食代とか夕食代が必要になってきて、あるいは、何回も行き来するので交通費が必要になってきて、それが結果としてこのような事態とになったということも考えられます。

そうであれば、制度的な見直しといたしますか、方針を決めるのであれば、例えば、行くと昼食代は出ますとか、こういった方法かわかりませんが、現場の仕組みを考えていってあげないと、先生に無理が生じ、また同じことが起きるのではないかと思うのです。いかがでしょうか。

○**学校教育部長** 今後、文部科学省のほうでも教科書会社に対して罰則の強化等も検討しているほか、教科書会社においては、会社の中で新たなルールづくり等も今回の件を踏まえて行うということです。

我々も、そこを受けて、学校現場に対してそのような通知をしなくてはいけないですし、今回、教科用図書を選定審議会の委員にご就任いただく方々と教科書会社の関連についても、今後、さらにきちんと見極めていく体制づくりをすることといたします。

また、今、委員からお話がありましたが、教科書採択の委員になった方々が、本当に無理なく適正な目で教科書を選んでいただくといった環境整備も必要と思っております。

○**山中委員** 関連しますが、高等学校の教科書というのは、各学校で採用する教科書を研究し、選定するという形からすれば、どこかで金品の授与などが行われると、その学校で採用する教科書に対して、非常に不透明、不公平感がはっきり出てきて、そのまま採用するわけにはいかないということに当然なると思うのです。

他方、学校ごとに、生徒の能力や適正、学習状況などを把握して、それに合った教科書を選ぶという研究は非常に大事で、その点が曲げられたら困るわけでありまして。

札幌市の場合、特にそういった不正行為的なものはないということですが、先ほど、池田（光）委員が言われたような費用弁償的な何かが現実にならっているのかということは、私ども教育委員はほとんど何も知りませんし、現に何も無いのかもしれない。

また、どこかに集まり研究しているという形で、教科書採択に当たっての実際の教育委員会に出てくる前の研究審議が行われている場はどのようなシステムになっているのか、もう少し説明していただいたほうがよいのかもしれない。特に、費用的な手当がどうなっているのか、説明していただいたほうがよいと思います。

もう一つの問題としては、この学校に合った教科書はどういうものなのかということを検討していく場合、そこに業者から事前に働きかけがあるとか、事後に金品を供与することによって、その翌年、あるいは翌々年の採択に影響があるということもあってはならないことです。

しかし、他方において、例えば悪いかもしれませんが、一般の商品の売買などを考えた場合は、アフターサービスの的なものは当然必要な面があるわけではあります。

取扱説明書は、当然必要ですし、こここのところの説明が足りないではないかということで、その補充をしてくれということも必要な場合もあるでしょう。あるいは、附属品としてこういうものが欲しいということで、無償ではなく、有償であるにしても、アフターサービスとして、より使いやすいものにしていくということは一般社会では行われるわけではあります。

ただ、教科書の採択に関しては、一定の法律上の決まりに従って行われていくわけで、その中でお金とか品物の無償提供があってははいけませんし、しかも、疑念を抱かせるようなことになってははいけないということではあります。

金品は動いていないのだけれども、動いたのではないかと疑われること自体もできるだけ避けなければいけないという配慮もあると思うのです。

いずれにしても、そういうことに配慮しながら、しかし、この学校における教科書としては、この段階で、とりあえず出されている資料の段階ではこれがよいと思うけれども、さらに使っていく上で、こういう点をもう少し何とかできないだろうかという求めに対してどこまで許容されるのか、そして、金品に結びつかない無償供与とかお金に結びつかない形を担保できるのであれば、そういったアフターサービスの的なことがあってもよいのではないかという気もするのです。

その辺について、一般論的な話で恐縮ですが、教育委員会事務局として、どのようにお考えになっているのかなと思います。

私が最初に申し上げましたが、池田（光）委員からもお話のあった教科書を選定審議会のほうの費用弁償的なことはどうなっているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○学事係長 今回の文科省の調査ですけれども、費用弁償も含めて支払いがあったものが今回挙げられております。本市においては、費用弁償も含めて、そういった事実はなかったということになります。

○教育推進課長 翌年のアフターサービスの的な考え方があるかどうか、それから、事前に働きかけがあったかということについてのみ、先に私からご答弁さ

せていただきます。

先ほどご説明したとおり、今回、高等学校においては、札幌市では事例がございませんでした。

したがって、あくまでも事前の文部科学省の表現や、若干推測が入ってしまう可能性もありますけれども、他都市の状況において、一部、聞いた内容についてご説明いたします。

今回、資料1に文部科学省での調査結果概要が出ております。これを見ますと、確かに1件だけ、日本文教出版については、金品の支払い、交通費の支給がありますけれども、それ以外については、大きく二つに分かれます。

一つは、大修館の生徒の教材を高等学校に無償で供与するという事例で、これが圧倒的な件数で、400件近くとなっております。

それ以外の件数は、教育の指導用のものがあります。教員の指導用のものや生徒の教材の無償の提供というのは、有償物販で、後日、買うものもかなり含まれておりますので、そういう面では、アフターサービスというより、独自に別を買うべきものとなろうかと思えます。

事前に、もし採択されたら、こういうものをつけると言ったかどうかといった点については、申し訳ありませんが、定かではございません。ただ、1点だけ見聞きした情報ですけれども、生徒用の教材を高等学校に無償で提供と書いてありますが、これに関しては、問題集等が大量に余っていたということで、教科書を採用したところに、もう使えないので、どうぞ使っていただけませんかというような供与があったという話は聞いております。

そういう面では、教科書の採択以前というより、たまたま採択してくれたのでサービスでつけたというものかと思えます。

はっきりしたことは言えませんが、以上のようなことを考えると、採択に影響が大きかったということはないと思えます。

○学事係長 失礼しました。審議会の委員には、1日当たり12,500円の報酬を支払っております。

○教育推進課長 そういう意味では、審議会の審議に関しては、きちんと手当しているということにはなりますが、今回、問題になったのは、審議会委員のお金ではなく、審議会委員以外の方が見に行った際に問題が生じたということです。

その分の費用については、教科書会社から提供があったときに、交通費相当ですよということで、かなりの方が受け取ったということがありました。

確かに、審議会委員については、報酬を支給しているのですが、それ以外の

方についてということになると、これはまた考えていかなければいけないと思います。

○池田（光）委員 交通費などは、何かあったときに必要が出てくると思いますので、そういう制度みたいなものは、今後、必要だと思われるのでしょうか。

○教育推進課長 小学校、中学校については、校務命令とか業務命令として行っているわけではありませんので、そういう面では、公的に何か措置するということは難しいと思います。

例えば、教科書を書くとか、指導書を編集するとか、そういうことに関しては、教科書会社のほうから、一部、謝礼という形で受け取って行う分について、教育委員会から許可をとって行うという制度は、もともとございますので、今回の事件等を受けて、整理はしたところです。

○教育次長 今回の問題につきまして、特に分けて考えなければならないのは、採択という点と、実際に教科書をつくっていく点、これを分けて考える必要があると思います。

今回問題になっているのは、教科書をつくっていく過程で、検定段階の公表してはいけないものを公表し、見た、そして、意見を言った教員に対して、例えば謝礼のようなものを渡していた、これは明らかに違反になります。

さらに、教科書づくりには、学校現場、実際に教科書を使っている先生方の声というのを反映させていく。それによって、その教科書の質が上がっていくという、これは、これまでの流れからいくと、教科書会社もそのところは、やはり一生懸命現場の声を吸い上げて、よい教科書をつくっていくと。

その際に、意見を聞いたときに謝礼を渡すか、渡さないかが社会的な問題となっていますので、そこについては、国もきちんと整理をし、教科書会社も協会のほうで整理をし、私どもも、例えば先生方がきちんと意見を言うということであれば、届出などを徹底するような形できちんと整理し、疑義を持たれないような形にしていく、これが一つあると思います。

実際に、今、我々教育委員会が行っている採択というのは、例えば、札幌市教育委員会であれば、これだけ情報公開をして、採択の過程も全て公開しておりますので、決して何かの圧力や何かの働きかけを受けて、例えば密室でそういうことが行われているということを市民の方が決して思わないよう、情報公開をして、制度的にも審議会をつくって、公平性が担保されるように、これまでもやってきました。これについては、これまで同様、さらに進めていく必要

があろうかと思えます。

今回の高等学校の部分につきましても、そういった整理の中で、今回出されたものが、今回文科省から出ている会社のものがあつたとしても、それは、今回、中身の問題で私どもとして進めていくものとなっておりますので、そこは分けて決定いただければと思っております。

○教育推進課長 一つだけ補足させていただきます。先ほど、山中委員から、それぞれの高校で教科書を選ぶという話があつたと思えます。それについて疑念を抱くのではないかという部分ですが、確かに、そのように見ると、そういう見方もできるのですが、実際には、各学校において、それぞれに結構な人数の教科担任がおります。その教科担任が、来年度の教科書は、この学年についてどうしようかという会議を開き、使う教科書を選定しているところです。

一般的に考えると、今まで使っていた教科書をそのままということで行っているのだろうという見方もありますけれども、やはり教科ごとで、それぞれに入学する子どもたちの学習の状況が、同じ学校であってもちよつとずれるということが出てきます。

先ほど、数学の教科書で、最初の3冊が似たようなというようなご説明がありました。これも、それぞれの生徒の状況に合わせて、今年の2年生は、A社のものを使ったけれども、今の1年生が2年生に進級したときに、A社のものをそのまま使えるかということ、会議の中できちんと話し合った上で、同じものを使うのか、翌年は違うものにするのかという変更があります。

もう一つの方法としては、各教科でもマンネリ化する部分がありますので、新しい教育の方法を考えていくというときには、教科書会社を古いものではなく、来年、一斉に新しいものに変えて、指導方法も刷新しようというような学校単位での話し合いもあるということです。決して、教科書会社からの働きかけで変えたとか、マンネリ的にやっているということではないという説明がありましたので、そこは補足させていただきます。

○長岡教育長 ほかにありますか。

○佐藤委員 確認です。今、新規、継続に関してご説明いただいたわけですが、各校の採用候補になっている教科書名の右側に、新規継続の別という欄がありまして、「新」「継3」という記号が振られているのですが、その場合、新規というのは、発行者を変える、教科書会社を変えるということを行っているのか、同じ発行者であっても、改訂版という新しいものができれば、それは新規とみなしているのか、この見方を教えていただければと思えます。

○**高等学校担当係長** 資料の中で、「新」と書かれているものは、発行者がかわらなくても、教科書の中身が変わった場合、教科書番号が1冊ずつに振られております。番号の違う教科書を選定する場合には、全て「新」とさせていただきます。

なおかつ、平成29年に使用する教科書の検定済のものにつきましては、先ほどの部長の説明にもありましたように、低学年用の教科用図書を中心に新たな検定を受けております。この検定において改訂版や新訂版などについては、番号が変わりましたので、全て「新」と掲載させていただきます。また、「継」の後ろについている数字ですけれども、平成29年度用に採択をした場合については、3年目を迎える、5年目を迎えるというような数字を具体的に記載させていただきます。

○**佐藤委員** ありがとうございます。そうすると、先ほどの説明にあったことから、いわゆる刷新の時期であるということから、各校に「新」が多くついていると解釈してよろしいですか。

○**高等学校担当係長** そうですね。もう一つ、新規になる教科用図書の数ですけれども、先ほどから何度もお伝えしているところですが、必修科目というものは、全ての生徒が学ぶもので、実際にこの科目の設定数も、教育課程上においては、かなり多いものになっております。これが中心に、今回新たな検定を受けたということからすると、新規のものが相当な数になったというのが最終的な結果になっております。

○**高等学校部会部長** 簡単にご説明いたしますと、教科書の中身や構成がほとんど変わらない。ただ、新たに検定になっているというものに関しては、番号が変わってしまいますので、それは全て「新」となります。教科書番号が変わると、「新」で出す形になりますので、教えている内容や教科書そのものが、がらっと変わったという意味合いではないです。

○**佐藤委員** 先ほどのご説明に、マンネリにならないように見直しているというお話もありました。各教科によってレベル差はあるのでしょうか、大体何年周期ぐらいで教科書の大幅な見直しがかられるのですか。

○**高等学校部会部長** 各学校によって、それぞれ考え方が違ってくるということで、我々のほうではその推薦を受けて判断しているのですが、例えば、本校においては、年次が進行していったら、1サイクル3年は、1年次に学んだこと

からの継続性がありますので、それに沿った形で継続をしていくというのが基本です。

ただ、その教科書を使っていく中で、ここのところは使いづらい、それを補充されている教科書がここにあるという形になりましたら、新たに入学してくる生徒たちに対してどうなのかという形で刷新していく形でやっており、おそらく、他の学校もそういう趣旨で行っていると思います。

もう一つは、それぞれの学校で使いやすい教科書とか、教科書にもいろいろな特徴がありますので、それに使い慣れていた先生が異動にしたときに、既存の学校の先生方と協議をしていく中で、教科書のどこに特徴があるかという研究を通して、教科の中でこれを候補にしていきましようというような形で刷新されるという二つの場合があります。

○佐藤委員 ありがとうございます。啓北商業に芸術の教科書がない理由を教えてくださいたいと思います。

○高等学校担当係長 啓北商業におきましては、平成29年度の入学生の教育課程が若干変更になっております。

これまで1学年で学習していたものが3学年に設定されるということで、平成29年度には、たまたま、実施する学年がないということで、芸術の教科書の採択の対象にはなっていないということです。

要は、平成29年度の入学生が3年生になるときに、芸術の科目が教育過程上に出てきますので、2年後にはその学年の子たちの採択になりますけれども、平成29年度の年度単体に見ると、その科目は設定されていないということです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○阿部委員 私も、最初の佐藤委員のご質問と同じところに疑問を感じて、同じ質問をしようかと思っていました。

最初に説明していただいた一覧表を見ると、新規の数は、選定件数の中に、新規がこれだけ含まれますという意味合いですね。そうすると、七、八割ぐらいの学校が新しい教科書を使おうとしているのではないかという見方になってしまうという心配を感じました。

今のお話をお伺いすると、同じ教科書でも番号が変わっても「新」になるということでしょうか。

○高等学校担当係長 はい。改訂版という名称がつくものがほとんどですが、

内容的にはほぼ変わらず、中身を一部変更しているものについては、同一の会社で出している同レベルの教科書でも新規の検定となっています。

今回、それがかなりの件数で選定されていたので、大きな変更ということではなく、新規の数が数字の上で増えているということだをご理解いただきたいと思います。

○阿部委員 そうすると、この表を見た方が、全てが変わっていなくても、番号が変わったり、改訂版になると「新」になるといった今のような説明を受けると、なるほどと思えるのですが、一般の方が、この数字だけを見ると、新規の教科書をこれだけ採用しようとしているといったように見えて現場が混乱しないのか、見方も懸念になると思いました。

ご説明いただいたので安心できたのですが、この表をつくるときに少し工夫いただけるとありがたいと思います。本当の「新」と改訂版の「改」というように、「改」と「新」をつくと、もう少し安心して見られるかと思います。

○高等学校担当係長 1点、補足をさせていただきます。今年度は、先ほど申し上げましたように、必履修科目の新規検定数が多かったということで、この後、2年かけて、今年検定を受けた科目については新規の検定がされないものですから、次年度以降は新規の数が減少する傾向にあります。

したがって、今、委員からご指摘があった部分は、資料の作り方を工夫したいと思います。そのような事情もあるということをご理解いただきたいと思います。

○池田（官）委員 先ほどから話題になっていた公正性や透明性ということと少し関連するのですけれども、教科書を選定していく過程で、生徒ご自身の意見や保護者の意見が反映されるような仕組みというののはどのようになっているのでしょうか。

例えば、小・中の教科書であれば、選定そのものにかかわらないまでも、パブリックコメントに近い形でオープンにして、それについて意見をいただくということがあると思います。

各高校においてということなので、各先生が手応えとしてということではあると思うのですが、保護者あるいは生徒が実際に使ってみて、あるいは、幾つかの教科書の中からこれがこうなのだという特徴の説明を受けたり、こういう理由で私たちはこの教科書を選んでいきますということを生徒に説明したり、それに対して意見を言ってもらったりという機会や仕組みが今はあるのでしょうか。それとも全くないのか、そのあたりを少しお聞きできればと思います。

○**教育推進課長** まず、小・中学校の場合は、確かにご意見という形でもらっていました。ただ、これは義務教育で、市内全部が同じ教科書を使うということなので、大切なのだらうと思いますけれども、高等部ということで、それぞれの学校の特徴がありますので、そういった特徴を優先してというところですよ。

○**高等学校部会部長** 生徒の意見を聞いているかについて、お答えになるかどうか、微妙なところではありますが、それぞれの学校で選定した教科書は非常に優れていて、子どもたちの声の中で、この教科書は変だとか、この構成はおかしいという意見は皆無です。

ただ、我々も、日々、研修していて、教え方が悪いとか、もうちょっと丁寧に説明しなさいとか、そういった批判は子どもたちにも保護者にも出てくることがありますので、それをもとに研修を積み上げていくことを基本にしています。

したがって、最初の質問にあった教科書についてパブリックコメントを求めても、子どもたち自身、教科書に満足している部分があるので、なかなか意見は出てこないかと思います。

使っている教科書を一覧にして、子どもたちにこれを見てごらんという形で意見を求めることは可能なのですが、そういった形で授業のときに公開していることはありませんので、そういう不平や不満はありません。

仮にそういうことがあるにしても、各学校で組織されている教科書選定委員会の中に保護者の方も入っていただき、そういったことがあれば意見をいただきながら、校内的に処理して、推薦図書という形で出しておりますので、今のところ、そのあたりが問題になっているという認識はありません。

○**池田（官）委員** ありがとうございます。これは、非常に専門的な調査研究が必要とされますので、いわゆる素人が入ってというのは非常に難しいと思うのですが、よりオープンにしていくためには、そういった議論の場に保護者がいるとか、生徒がいるのがいるかどうかは、いろいろ賛否があると思いますが、教育を提供される側のユーザーの視点とかユーザーの直接的な意見が反映されるようなことはもう少し考えてもよいのかなという印象を持っての質問でした。

○**高等学校部会部長** 1点だけ、付け加えさせていただきます。各学校における教科書選定委員の中に保護者の方に来ていただいて、1日ばかりと言ったら変なのですが、教科書見本というこういうものが学校に送られてきていて、数学なら数学で相当な冊数あるのです。それを、私どものほうで説明を加えながら、こういう違いがあるのですと説明した中で選定理由を申し上げて、納得し

ていただいて、同意のもとで、各学校から推薦図書という形で出しておりますので、そういったところでは、一步、公開はしていると思います。

○池田（官）委員 非常によろしいことではないかと思えます。

○佐藤委員 意見として、各学校の各教科で、そういうふうにはたくさん研究なさって、こういうふうには我々には選定理由が明確に示されています。むしろ、この選定理由は、先生方や会議の中で、たくさんある教科書の中からこれを選んだ理由はこうなのだよということを、例えば、授業の冒頭に、各教科の先生がこの選定理由について、紹介するなどすれば、教科書中心の学習に対して、生徒たちの意欲がとても向上するのではないかと感じました。もしよろしければ、ご検討いただければと思います。

○長岡教育長 ほかにありますか。

○池田（光）委員 やはり、教科書選定というのは大事なことで、今の意見を聞いても、現実的にたくさんの候補から選択して採択するには難しいことがたくさんあり、いろいろな意見も取り入れなくてはならないし、素人の意見もそんなに尊重できるものでもないでしょうし、難しい局面がたくさんあると感じました。

ぜひ、札幌市教育委員会として、文科省のほうに、教科書の選定に当たってのやりやすいあり方を、もしかしたら予算づけが必要なのもかもしれないということも含めて進言するような場面があってもよいと思いますし、そういう教育委員会であつたらよいなと思えますので、要望ですけれども、そのような感じがいたしました。

○長岡教育長 私からも確認ですが、今、各委員からさまざまなご意見をいただきました。例年であれば、これは7月から8月にかけて全ての教科書を採択するというスケジュールなのですが、今回は、高等学校の教科書で、一部、不適切と思われる事例がありまして、文科のほうで調査をした。その調査結果が資料1ということで示されました。時期が1か月ないしは2か月ぐらい遅れてはいるのですが、これは、今後のスケジュールとして、いつまでに各教育委員会において採択をしなければ、実際の運用に間に合わないというようなタイミングはあるのですか。

○学校教育部長 あります。今月いっぱいには文部科学省に報告します。

○長岡教育長 それは、文部科学省に報告することになるのですね。ということは、今日は9月20日ですから、次回の教育委員会会議は10月の初旬に予定されていますので、臨時ということにはなるのでしょうかけれども、我々の教育委員会の判断としては、資料1の文科の通知を受けて、私どもとしては、各高等学校ないしその子どもさんたちに一番適している教科書を選ぶことができるのであれば選ぶということで、今、この場で選ぶかどうかという判断をしなければいけないということになりますね。

○学校教育部長 はい、そうです。

○長岡教育長 今、さまざまな議論が出ておりますけれども、この場で決めることでよろしいか、それとも、臨時ということで、もう一度、今月中にこの会議を設けて、不審な点があれば、さらにそれを深めていくということも必要かと思えます。そのあたりはいかがでしょうか。今、事務局の説明でそのあたりは、ある程度払拭できたというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○池田（官）委員 資料1に示していただいたとおり、札幌市は該当がなかったということで、本日、議論があったように、本当にそれで安心するというのではなくて、今後、いろいろと考えていかなければならないことはあるのでしょうかけれども、今回の決定に関しては、透明、公正に行われたというふうに私は考えたいと思えます。

○池田（光）委員 私も、本日の説明を聞いて、同感に思います。ただ、今後のことについては、色々な議論をしていく必要があるということをお願いしたいと思います。

○長岡教育長 この教科書採択は、私の知る範囲においては、その都度、何がしかの教科書出版会社による学校の先生に対する不適切なアプローチがあるように思われます。

今回はこれで採択するにしても、今後、そういうことがあるようであれば、文部科学省の指導はもちろん、文部科学省の通知にもよりますけれども、各教育委員会において、場合によっては厳しい対応もあってもよいかと思えます。

それは、一律にこういう場合はこうすべきだということではないにしても、色々な状況があると思えますので、そういったことを十分勘案しながら、採択をすべきかどうかということもしっかり見極めていく努力も必要かと思えます。

そのことにつきましては、今後も、一律に考えるのではなくて、その内容に

よって、どのように考えていくべきかということを日々研さんしていければと思います。

それは、各委員も同じ考えでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それは事務局のほうにも求めておきたいと思います。ほかにご意見ありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 なければ、平成29年度の使用教科用図書の採択については、議案のとおり採択することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については提案どおり決定することといたします。

議案第2号からは公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開